

平成 30 年中土佐町公告第 42 号

平成 30 年 8 月 24 日

懲戒処分の公表について

中土佐町長 池田 洋光



次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

記

- 1 所 属 税務課
- 2 職 名 課長
- 3 年 齢 58 歳
- 4 処分内容 停職 12 ヶ月（本職員は懲戒処分日と同日付で依願退職しました。）
- 5 処分理由 地方公務員法第 33 条に反する信用失墜行為に該当
- 6 処分年月日 平成 30 年 8 月 23 日
- 7 概 要

被処分者は、平成 30 年 8 月 19 日（日）午後、四万十町内で人身事故を起こし、警察に連絡し、その場で警察官による飲酒検査を受けた結果、酒気帯び運転と検知され、取り調べを受けた。

8 町長コメント

本件は、警察の取り調べ段階ではありますが、同職員の事情聴取や確認を行った結果、飲酒運転の懲戒処分に該当すると判断し、直ちに懲戒処分等審査委員会を開催のうえ、当会の意見を受けまして、本処分を実施いたしました。

当該職員に対する監督責任としては、町長と副町長について減給処分する議案を 9 月定例会に上程すると共に、総務課長を指導不十分により戒告としました。

本町では、年末年始はもとより、日頃より私行における節度ある生活態度の堅持や交通法令の遵守及び交通事故等の防止の周知徹底により服務規律の遵守を図ってきた中で、今般の管理職員による信用失墜行為は極めて遺憾であり、町民の皆様の信頼を大きく損ねてしまったことに対し、心からお詫びを申し上げます。

今後、より一層綱紀粛正の徹底を図り、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

【問合せ先】総務課 人事給与係（電話）0889-52-2211